

# 日常生活支援総合事業訪問介護

## 重要事項説明書

平成30年 4月1日

### 1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話番号 0478-86-3950 【午前9:00～午後5:00】

担当部署 相談係 管理者・サービス提供責任者

### 2. 楽天堂ホームケア概要

#### (1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名称	楽天堂ホームケア東庄 介護保険指定番号(千葉県指定指定 1275300075)
所在地	千葉県香取郡東庄町笹川い567-1
サービス提供地域	東庄町・香取市・銚子市 上記地域以外でサービスの利用を希望される方はご相談下さい

#### (2) 事業所の職員体制

サービス提供責任者 介護福祉士 1名以上 (常勤)

サービス提供従業者 常勤換算で2.5名以上とする(常勤・非常勤)

苦情・相談担当者 管理者 1名

#### (3) 営業日時

営業日	年末年始休日 12/29～1/3 を除く毎日
営業時間	8:00～18:00

※ 営業時間のほか、電話等により24時間連絡が可能な体制とします。

### 3. サービス内容

自立支援を目的とした「身体介護」や「生活支援」を行います。

(1) 身体介護(利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるために介助や専門的な援助を行います。)

・食事介助・入浴介助・排泄介助・清拭・体位変換・整容等利用者の心身の状況を踏まえ介護支援専門員によるケアプランに沿った「介護計画」に基づいて行います。

※医療行為はいたしません。

(2) 生活援助(家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。)

・買い物・調理・掃除・洗濯等、介護支援専門員によるケアプランに沿った「介護計画」に基づいて行います。

※利用者以外の方の調理や洗濯、利用者以外の方の居室や庭、共同スペース等の掃除は原則としておこないません。

(3) その他のサービス

訪問型サービス以外の居宅介護サービスや施設サービス等に関する相談を受け、必要によりそれぞれの専門職に取り次ぎます。

4. 利用料金

(1) 利用料

介護保険から給付サービスを利用する場合の自己負担金は、負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。但し、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は、全額自己負担となります。

① 介護予防訪問介護料金表 身体介護及び生活援助

サービス名称	サービスの内容	基本利用料金	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)
訪問型独自サービスⅠ (1月につき)	週1回程度 (事業対象者・要支援1・2)	11,680円/月	1,168円	2,336円
訪問型独自サービスⅡ (1月につき)	週2回程度 (事業対象者・要支援1・2)	23,350円/月	2,335円	4,670円
訪問型独自サービスⅢ (1月につき)	週2回を超える程度 (要支援2)	37,040円/月	3,704円	7,408円

② 初回加算 200単位/月

新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した指定訪問介護と同月内にサービス提供責任者が自ら指定訪問介護を行う場合、または他の訪問介護等が指定訪問介護を行う際に同行訪問した場合

③ 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位/月

生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位/月

(Ⅰ) リハビリテーション専門職からの助言を受けた上でサービス提供責任者が生活機能の向上を目的としたほう問介護計画を作成(変更)した場合。

(Ⅱ) (Ⅰ)の要件に加えてリハビリテーション専門職が訪問して行った場合。

④ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)

所定単位数に13.7%を乗じた単位数で算定されます

(2) その他

① 利用者宅で、サービスを提供するために使用する水道・電気・ガス・電話・備品(プラスチックグローブ・パッド・おむつ等)等の費用は、利用者のご負担となります。

② 料金の支払い方法

毎月15日までに前月利用分の請求をいたしますので、27日（金融機関休業の場合は翌営業日）に銀行又は郵便局の口座から引き落としとなります。

③ サービスの提供について

訪問介護員を固定せず、複数名の訪問介護員が交互に対応いたします。

5. 当事業所の訪問介護サービスの特徴等

- (1) 利用者の個別の事情を配慮した介護計画の作成
- (2) 十分な事前打ち合わせと念入りなサービス提供
- (3) 当の介護支援専門員との密接な連携のもと、利用者の要望・意見・苦情をサービスに反映させる
- (4) 訪問介護員の質向上のための研修に力を注ぐ

6. 緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者の様態に変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡いたします。

7. サービス内容に関する苦情

(1) 利用者相談・苦情担当

サービス担当窓口

電話番号	0478-86-3950
担当部署	苦情及び相談係（所長）前田 博子
受付時間	午前9:00～午後5:00

(2) 行政機関その他苦情受付機関

東庄町健康福祉課	香取郡東庄町石出 2692-4 番地 電話番号：0478-80-3300 受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日曜、祝日、年末年始を除く）
香取市高齢者福祉課	香取市佐原口 2127 番地 電話番号：0478-50-1208 受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日曜、祝日、年末年始を除く）
銚子市高齢者福祉課	銚子市若宮町 1-1 番地 電話番号：0479-24-8755 受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日曜、祝日、年末年始を除く）
千葉県国民健康保険 団体連合会介護保険課	千葉市稲毛区天台 6 丁目 4 番 3 号 電話番号：043-254-7428 受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日曜、祝日、年末年始を除く）

事業所は、日常生活総合支援事業訪問介護の提供開始に当たり、利用者に対し契約書および重要事項説明書に基づいて説明しました。

平成 年 月 日

契約者氏名

事業所

〈事業者名〉 株式会社 楽天堂 印

〈事業所名〉 楽天堂ホームケア東庄  
(事業所番号 千葉県第 1275300075 号)

〈所在地〉 千葉県香取郡東庄町笹川い567-1

〈説明者〉 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 印

私は、契約書および重要事項説明書により、事業所から日常生活支援総合事業訪問介護についての説明を受けました。

利用者

〈住所〉 \_\_\_\_\_

〈氏名〉 \_\_\_\_\_ 印

家族又は代理人

〈住所〉 \_\_\_\_\_

〈氏名〉 \_\_\_\_\_ 印

〈続柄〉 \_\_\_\_\_

〈その他〉